

中央会

組合活性化情報



2005.5
No.487

わかやま

- 総会終了後の手続きについて
- 商工中金の中央会提携ローン
- 市町村合併に伴う定款変更

No.487

2005.5

Contents

W A K A Y A M A

今月のトピックス	1
● 北ぶらくり丁のアーケードフェア	
ステップアップ講座	2
● 「どう変わったか年金制度」PART	
施策情報	4
● 民法の一部を改正する法律（包括根保証の禁止について）	
商工中金の中央会提携ローン	7
総会終了後の手続きについて	8
市町村合併に伴う定款変更	10
くみあい元気ルポ	11
会員だより	12
65歳まで働ける社会をめざして	14
中央会だより	15
全国先進組合事例	16
地域の就職支援活動	19
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月のトピックス

北ぶらくり丁の春祭！！

～アーケードリニューアル～

4月16日（土）、17日（日）の2日間、北ぶらくり丁において、「北ぶらくり丁の春祭」が開催されました。

このたび、明るい商店街にしようと、北ぶらくり丁のアーケードが照明等リニューアルされ、今回の祭はそのアーケード改修完成記念イベントとして実施されました。

オープニングは小学生達による元気一杯の和太鼓演奏でスタート。続いて、豚汁の振る舞いやもちつき大会が行われ、長蛇の列がで



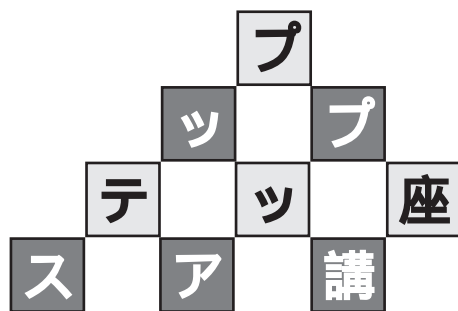
きていました。

その他、物産市や地元グルメ店の屋台が出店され、こちらも買い物客で賑わっていました。

翌日には、ぶらくりSunday広場と題し、手作りケーキ販売やカフェ、ビンゴ大会などが行われ、新しくなった商店街を舞台に、家族で大いに楽しめる2日間となりました。



北ぶらくり丁商店街振興組合
TEL 073-431-6531



年金制度はどう

PART

今回の年金改正は、少子高齢化のより一層の進行に対応するため、給付と負担を見直すと共に、多様な生き方、働き方に対応し、より多くの人々が能力を発揮できる制度となることを目的としています。今回は「給付と負担の見直し」についてご紹介しましたので、今回は「多様な生き方、働き方への対応」についてご紹介します。

多様な生き方、働き方への対応

(1) 在職老齢年金の見直し

一律2割支給停止の廃止（平成17年4月施行）

60歳以降、老齢厚生年金を受給している人が、在職中（厚生年金保険の被保険者）の場合は、年金と給与（賞与含む）に応じて老齢厚生年金が支給停止されるしくみが「在職老齢厚生年金」です。

これまでは、65歳になるまでは在職していると、給与等の額に関係なく一律2割の老齢厚生年金が支給停止されていました。（給与等と年金額の合計によっては更に支給停止額が増えます）今回の改正でこの一律2割支給停止が廃止されます。これによって、年金と給与（賞与含む）の合計額が一定額以下なら年金は全額支給されることとなりました。

70歳以上の在職者の年金の一部支給停止（平成19年4月施行）

現行では、65歳以降70歳未満で在職していると、年金と給与（賞与含む）の合計額が48万円を超えた場合、超えた額の2分の1相当額が老齢厚生年金から支給停止されます。（老齢基礎年金は全額支給されます）

今回の改正で、この仕組みを70歳以降も適

用することとなりました。ただし、70歳以降は厚生年金保険料の負担はありません。

65歳からの老齢厚生年金の繰下げ受給が可能に（平成19年4月施行）

現行では、老齢基礎年金のみ65歳以降の繰下げ受給ができますが、改正により、老齢厚生年金も繰下げ受給ができるようになります。

(2) 次世代育成支援の拡充（平成17年4月施行） （育児と年金）

育児休業を取得する人や育児を行うために勤務時間の短縮等を選んだ人が、老後の年金給付が不利にならないように制度が改正されました。

育児休業期間中の保険料免除 1年→3年

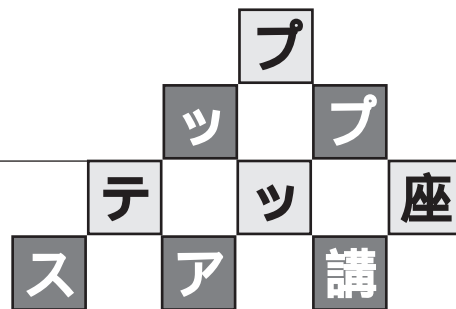
子育てを支援する観点から、育児休業中の保険料は1年間免除されていましたが、これが3年に延長されます。

また、3歳未満の子供を養育する場合、勤務時間の短縮措置などによって給料が下がった場合、下がる前の給料に基づく標準報酬を年金額に反映し、子育てが年金の減額につながらないようにしました。

変わったか

三宅社会保険労務士事務所

社会保険労務士 三宅 佳代



(3) 厚生年金の分割制度の導入

(これまでの女性と年金制度)

これまでの公的年金制度では、厚生年金保険に加入する夫と専業主婦期間が長い妻が離婚した場合、妻が将来受ける年金はほとんど国民年金のみとなっていました。近年離婚が増大するにあたり、特に中高年齢者層の夫婦が離婚した場合、離婚した妻の高齢期の所得水準が低くなることが問題とされてきました。

今回の年金制度改正では、年金制度をこれまでの世帯単位からできる限り個人単位へ移行することが目的のひとつとして掲げられてきたこともあり、以下のような改正がなされました。

離婚時の年金 最大2分の1まで分割可能に
(平成19年4月施行)

離婚等をした場合、夫婦の同意や裁判所の判決があれば、結婚期間中の老齢厚生年金の分割が可能になりました。対象となるのは平成19年4月1日以降に離婚した場合ですが、施行日以前の婚姻期間についても分割の対象となります。分割の請求は、原則として離婚成立後2年間に行う必要があります。

第3号被保険者の期間について 年金分割制度を導入 (平成20年4月施行)

今回の改正では、専業主婦等である配偶者を扶養する厚生年金保険の被保険者(主として夫)が納めた保険料を夫婦共同で負担したものと基本的認識が明記されています。

この考え方にに基づき、夫婦が離婚した場合、

第3号被保険者であった期間について、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割することができます。(2号被保険者の同意は必要なし)

なお、分割の対象となるのは法施行後の第3号被保険者であった期間であり、施行日前の婚姻期間は対象とならないことに注意が必要です。

(4) 子供がいない30歳未満の妻は 遺族厚生年金が5年の有期に (平成19年4月施行)

夫死亡時に、18歳未満の子(18歳に到達した年度末までが該当)または20歳未満の1・2級障害状態の子がいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の支給は5年間の有期年金になります。

(5) 障害基礎年金との併給調整の拡大(平成18年4月施行)

障害を有しながら保険料を納付したことが年金給付に反映されるよう、障害基礎年金の受給権者は65歳以降、老齢厚生年金または遺族厚生年金との併給が可能となります。

今回は、改正の基本的な考え方における2点目の「多様な生き方、働き方への対応について」のポイントをご紹介しました。次回は「その他の改正内容」についてご紹介するほか、年金改正スケジュールをご紹介することで、まとめとさせていただきます。

「民法の一部を改正する法律(包括根保証の禁止)」について

中小企業庁事業環境部

保証金額や保証期限に定めのない包括根保証は、保証人が過大な責任を負う可能性のあることや、経営者の新たな事業展開や再起を阻害するとの指摘がなされていました。

このため、平成16年3月から法務省法制審議会保証制度部会において、保証制度の適正化に関する審議を開始し、経済産業省もかかる審議に積極的に参加してきました。

その審議結果を反映した、包括根保証を禁止する内容の民法改正法が平成16年11月に成立し、平成17年4月日から施行されました。

【改正内容のポイント】



根保証契約は、書面で行わなければ無効です。

改正前
口頭での約束も有効。



改正後
口頭での約束は無効。書面での契約が必要。



保証人が保証する金額には、必ず上限を定めなければなりません。

改正前
保証人が、債務者の借入金を
いくらでも保証する契約も有効。



改正後
保証する金額の上限を契約で定めることが
必要。保証人はその範囲内で保証。



保証人が保証する債務は、一定の期間内に発生したものに限られることになります。

改正前
保証人が、無期限で保証する
契約も有効。



改正後
保証人は、契約で定められた5年以内の期間
(定めが無いときは3年間)に発生した債務
のみ保証。

1. 民法改正の背景(包括根保証の問題点)

保証金額に制限がないため、保証人が契約時には想定していなかった様な金額の代位弁済を求められることがあります。

保証期限に定めがないため、保証人が契約したこと自体を忘れかけた頃に行われた融資についてまで、突然代位弁済を求められる場合があります。

2. 民法改正の主な内容

要式行為化

根保証契約は書面で行わなければ効力を生じません。

保証の極度額の定め

根保証契約は、書面上、保証の極度額（主債務の元本、利息及び損害賠償のすべてを含む）を定めなければ効力を生じません。

保証期限（元本確定期日）の定め

契約において元本確定期日を定める場合は、契約日から5年以内とする必要があります。

契約において元本確定期日を定めない場合は、契約締結から3年を経過した時点で保証する主債務の元本が確定します。

元本確定事由

以下の事由が発生した場合には、保証人の保証債務の元本が確定します。

ア) 債務者や保証人が強制執行を受けた場合

イ) 債務者や保証人に対する破産手続開始の決定があった場合

ウ) 債務者や保証人が死亡した場合

3. 改正法 Q & A

Q

なぜ根保証契約の適正化を図る必要があったのですか。

A

根保証契約は、中小企業が融資を受ける際の代表者の個人保証などに多用されています。しかし、現行法の下では、その契約内容をどのように定めるかについて制限がなく、金額・期間について無制限に責任を負う場合もあり（包括根保証契約）保証人が過大な責任を負いがちであると指摘されていました。このため、保証人が負担する責任を予測可能な範囲に限定するなど、根保証契約の適正化を図る措置を講ずることが必要となっていました。

.....

Q

極度額の定めのない根保証契約は、すべて無効となるのですか。

A

今回の措置の対象となっているのは、主たる債務の範囲に融資に関する債務が含まれており、かつ、保証人が個人であるものに限られています。このような根保証契約（貸金等根保証契約）であって極度額を定めていないものは、その契約が無効となります。

.....

Q

保証の極度額を定めない契約は無効になりますが、極度額はどのようにして決めるのですか。

A

保証の極度額を定めない契約を無効とする趣旨は、保証人が過大な保証責任を負わないようにすることにあります。従って、極度額は、債務者が借入をする場合に必要と思われる金額や、保証人自身の資産の額等を参考に、保証人が責任を負うに合理的な金額を保証人と金融機関の話し合いで決めることとなります。

.....

Q

契約日から5年を超える日を元本確定期日と定めた場合には、どうなるのですか。

A

貸金等根保証契約について契約日から5年を超える元本確定期日を定めると、その期日の定めが無効となります。この場合には、元本確定期日の定めがないこととなりますので、契約日から3年後の日が元本確定期日ということになります。

.....

Q

契約日から5年を超えて根保証を継続する必要がある場合には、どうすればよいのですか。

A

根保証契約の締結後に、当初定めていた元本確定期日を先に延ばす変更をすることは、可能です。しかし、この変更をするには債権者と保証人の合意が必要であり、また、変更後の元本確定期日は、その変更をした日から5年以内の日でなければなりません。

.....

Q

元本確定期日を契約日から5年とした場合、契約日から5年を経過した日に保証の責任がなくなるのですか。

A

元本確定期日とは、その日以降新たな借入が発生しても保証の対象とはなくなる日を指します。従って、元本確定期日が到来すれば必ず保証の責任がなくなるわけではなく、保証人は、それまでの期間内に発生した借入が全て返済されるまでは保証の責任を負うことになります。

.....

Q

改正法の施行前に締結された貸金等根保証契約であっても、極度額の定めのないものは無効となるのですか。

A

改正法の施行前に締結された貸金等根保証契約は、無効にはなりません。ただし、改正法の施行後3年が経過しても元本が確定しないものは、3年を経過する日に自動的に元本が確定するという経過措置が設けられていますので、改正法の施行前に締結された貸金等根保証契約の保証人は、元本が確定した後の融資については保証債務を負わないことになります。

.....

Q

今回見直しの対象となった根保証は、どのような債務に対する保証を対象にするのですか。

A

今回見直しの対象となった保証は、「主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれる」保証になります。「貸金等債務」とは、金銭の貸付けや手形割引による債務のことをいいます。デリバティブ、外為取引等における保証も、「貸金等債務」の保証を含むものであれば、対象となります。

.....

Q

保証の極度額を定めることにより、資金が必要になった時でも、その極度額以上は借りられなくなるのではないかと、心配です。

A

保証の極度額は、債務者が借りられる最大の金額というわけではありません。仮に保証の極度額を超える資金が必要になった場合でも、その理由や背景をもとに、保証のない融資を行うか、保証の極度額を拡大する変更契約をするか、等を金融機関との話し合いで個別に判断をすることになります。

その他、法務省のHPにおいても「民法の一部を改正する法律」の概要として、
本件について掲載されておりますのでご覧下さい。

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan28.html>

中央会との提携ローンの創設について (商工中金)

政府系の協同組織金融機関である商工中金は、全国中央会・都道府県中央会と提携し、会員組合の組合員を対象とした、迅速な手続による貸出商品の取扱いを開始することとなりました。

同提携ローンは、商工中金の組合に対する総合支援策である「コーポラティブ21」の強化の一環として、「新設組合に対する中央会推薦貸出制度」「新設企業組合に対する貸出制度」に続いて、中央会との緊密な連携の下、中央会並びに会員組合の一体性維持を、組合員に対する金融面から支援することを目的としています。

同提携ローンの概要は下記のとおりで、中央会の推薦を受けた組合の組合員に対して、より迅速な貸出手続を実現するものとなっています。

記

- 貸出対象：「中央会の推薦を受けた組合」の組合員で業歴3年以上、かつ、組合加入歴3年以上の法人
- 資金使途：長期運転資金
- 貸出限度：3,000万円以内
- 貸出利率：・ 商工中金所定の利率から0.1%優遇
・ 「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」
(日本税理士会連合会策定)添付によりさらに0.3%優遇
- 貸出期間：3年以内(分割返済)
- 担保：原則、無担保
- 保証人：代表者のみ
- 中央会による推薦の要件
 - (1) 原則、組合において金融事業を実施していないこと
 - (2) 組合運営が適切に行われていること
 - (3) 組合役員・組合事務局とも、当商品について理解していること
 - (4) 組合事務処理に不安のないこと(組合員名簿の作成と、(ある場合のみ)賦課金の継続的な納入等の確認が必要)

総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。
定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

・〇・〇・議事録の作成・〇・〇・

総会の議事録の作成は理事がすることになって
います。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになっています。署名については、記名捺印をもって代えることができます。

・〇・〇・決算関係書類の提出・〇・〇・

決算関係書類の提出は通常総会において承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面

6 総会または総代会の議事録
が必要です。

・〇・〇・役員変更の届出・〇・〇・

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の改選または補充があった場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任による場合には、総会または総代会の議事録と理事会の議事録

・〇・〇・定款の変更・〇・〇・

定款の変更は総会において特別議決を必要とする事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。定款変更は大別して、一般的事項の変更、事業計画・収支予算に係る変更、出資1口の金額の減少に係る変更に分けることができます。なお、認可されてから登記を要する事項については、登記が完了して効力が生ずることから考えて、変更決議をした総会又は総代会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

- (1)の添付書類以外に
 - 1 財産目録
 - 2 貸借対照表
 - 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- などが必要となります。

・。・。変 更 登 記 。。・。

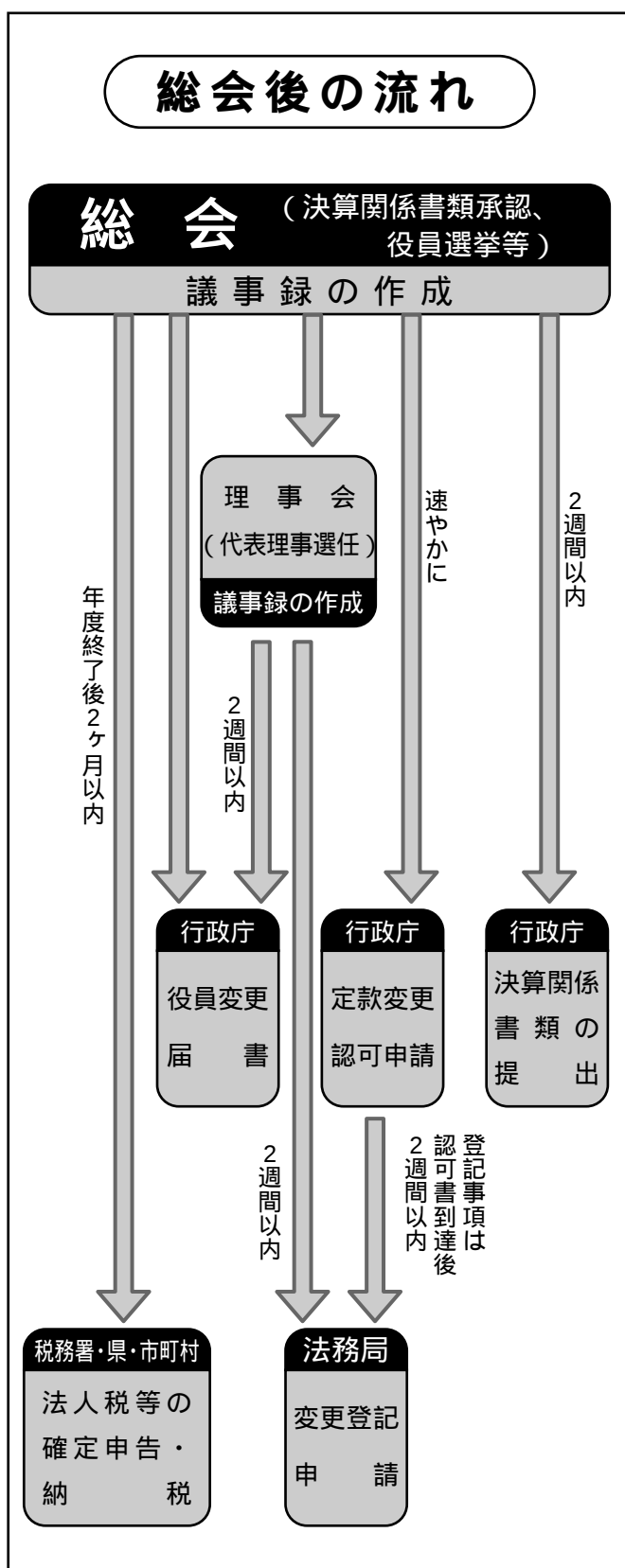
代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合は違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。



市町村合併に伴う 定款変更の手続等

最近、市町村合併が行われるに際し、「組合の地区」及び「組合事務所所在地」に係る定款変更や変更登記をどのようにすべきかという基本的な考え方をお知らせ致します。

（１）「地区」の定款変更について

市町村合併により、これまで地区外であった市町村の組合員有資格者を組合員として加入させるべきか否かについて検討し、その必要性の有無によって定款変更の要否について判断すればよく、必ずしもすべての組合において直ちに新市町村の区域に地区を拡大する定款変更を必要とするものではありません。

しかし、合併後に新たに加わった市町村の組合員有資格者が存在する場合であって、当該市町村の組合員有資格者が組合への加入を望む場合には、新たに加わった市町村を含む合併後の市町村を地区とする地区拡大の定款変更が必要となります。

なお、新市町村に拡大せず、旧市町村に対応する新たな市町村内に限定した地区の場合は、定款変更が必要となります。

（２）「地区」の変更登記について

市町村合併による組合の定款記載の地区については、法務局は自動的に変更の登記を行わないため、組合の地区を拡大する場合及び地区拡大せずに新市町村名に対応させる場合には変更登記が必要となります。

（３）「事務所の所在地」の定款変更について

市町村の合併時に直ちに組合事務所所在地の定款変更をする必要はありませんが、旧市町村のままでは好ましくないため、他に定款変更の必要性が生じた時に併せて変更することが望ましいと言えます。

（４）「事務所の所在地」の変更登記について

市町村の合併等により、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があった時は、同時に組合の登記簿に記載されたこれらの行政区画、郡等について変更の登記がされたものとみなされますので、変更の登記は必要ありません。

（５）組合の合併について

市町村合併により、同一市町村内に組合員資格を同じくする組合が複数存在することとなった場合、当該複数の組合は合併しなければならないかという、いかなる場合であれ、組合同士の合併は、当該組合がそれぞれ自主的に決定すべきものであり、直ちに合併しなければならないものではありません。

各組合がそれぞれ存在し続ける場合であって、合併前の市町村に存在する組合の組合員を受け入れ難いような場合には、定款記載の地区を新市町村に拡大せず、旧市町村に対応する新たな市町村内の限定した地区に変更すればよいでしょう。





草創期から変わることなく 「誠実」一途に！

～ 日高総合卸売市場協同組合 ～

プロフィール

昭和22年3月、魚市場の一隅で3坪の事務所から発足。革新やイノベーションとは程遠い原始産業に属する生鮮食料品を扱って、大水害・火事の類焼、更にオイルショックの道程に三遭し、60年近くが経過しました。

激動の今日、時代の変化に取り残されることのないよう営々と舵取りを続けています。



瀬戸理事長

組合コンセプト

滔々たる経済の流れの中で、組合機構の転機も幾度か迎え、常に企業の社会性を見失うことなく「安心・安全」をいかに消費者の皆様を提供するかを第一として、地域になくてはならない機関としての使命に徹しています。

1. 地域の食生活向上への奉仕
2. 地場産業の生産力向上への寄与

これを草創期から市場の経営理念としています。



組合PR

今こそ「質」と誠実さを基本とする真の「サービス」が求められる時代。

品質本位の商売のあり方に徹しています。

「買って頂ければ必ず満足して貰える。」という自信に裏付けされる生鮮食料品の提供は、単に「モノを売る」というサービスの枠を超えた直接的な「人手」と「知恵」の提供であるべきだという意識を常に持ち続けています。

卸売市場は無くならない。人の用に間に合う限り存続できる。「誠実一途」の基本理念と共に前進してゆきたいと思います。



組合所在地 〒644-0012
御坊市湯川町小松原292番地
T E L 0738-22-3234
F A X 0738-23-1531
E - m a i l hidaka@naxnet.or.jp
設立年月日 昭和22年3月1日
組 合 員 数 73

会員だより



有田自動車
整備協同組合
TEL 0737-88-7535



有田川ふるさとまつりで無料 点検・魔法のプレート実施

有田自動車整備協同組合

4月23日（土）～24日（日）の二日間、ふるさとの川総合公園（有田市）において、第5回有田川ふるさとまつりが開催されました。

有田自動車整備協同組合では、好評の無料点検コーナーと魔法のプレート作成コーナーを設け、来場者の人気を呼びました。

マイカーの点検を希望する方には、プロの整備士が、ブレーキ関係、バッテリー、タイヤなどチェック項目に基づいて適切なアドバイスをを行いました。又、魔法のプレートコーナーでは、時間のたつのも忘れて子供たちがプレート作成に大わらわ。初夏の陽気のひとときをおのおの満喫した休日の風情でした。



貴方の写真を 「中央会わかやま」に 掲載してみませんか！

「中央会わかやま」では、裏表紙に掲載するための、カラー写真（風景・花・静物など人物以外）を募集しております。

写真（Lサイズ）と共にタイトル、撮影場所等の簡単な説明、所属組合名、住所、氏名を明記の上、中央会まで郵送して下さい。尚、こちらの

過去最多の企業65社が参加！！

～きのくに人材Uターンフェア～

4月18日（月）ホテルグランヴィア和歌山にて、第22回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

このUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する来春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生を対象とするもので、昨年は70名の採用内定がありました。今年は過去最多の出展企業65社（新規8社）、昨年より約120人多い募集人員369人に対して546人の学生が参加しました。

「製造業の営業職を希望しています。今まで2社の説明を聞きましたが、和歌山にこういう企業があったのかと新たな発見がありました。」（奈良県下の大学に通う男子学生）

「希望業種は特に無いですが、事務や法律関係の職種を希望しています。事務職の募集は少ないですが、頑張って就職を決めたいです。」（大阪府下の大学に通う女子学生）

会場内の各企業ブースでは、企業と学生による熱心な説明や質問がなされ、新しい事にチャレンジしようとする学生の意気込みが感じられるフェアとなりました。



ました。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（土）開催予定となっています。

判断により掲載できない場合もございますのでご了承下さい。

又、作品は返却できません。版權・著作権は中央会に帰属させていただきます。

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター7階
和歌山県中小企業団体中央会 情報調査課
TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月

62歳

平成19年4月～平成22年3月

63歳

平成22年4月～平成25年3月

64歳

平成25年4月～

65歳

中央会だより

移動中央会開催のお知らせ

下記日程で移動中央会を開催します。

【新宮会場】

於：新宮商工会議所

5月11日（水） 午後1時～午後5時

5月12日（木） 午前9時～午後3時

【田辺会場】

於：田辺商工会議所

5月12日（木） 午後1時～午後5時

5月13日（金） 午前9時～午後3時

決算、確定申告等総会前後の手続きや設立に関する事など各種ご相談に応じますので、是非ご来場下さい。

第50回中央会通常総会開催のお知らせ

平成17年5月30日（月）午後2時30分よりホテル
グランヴィア和歌山6階「葵の間」で、中央会通常総会を開催します。

第57回 中小企業団体全国大会開催ご案内

～ 北の大地で誓おう
フロンティア精神 組織の力 ～

日時 平成17年9月15日（木） 場所 「札幌ドーム」

大会参加を兼ねた独自の旅程を設定しました。

9月14日（水）小樽市 9月15日（木）全国大会 9月16日（金）函館市

大会参加料 6,000円は中央会で負担

参加料金 110,000円

お問い合わせは、中央会総務課迄

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108

全国先進組合事例

和歌山県

国の研究機関と連携、
新製品を多数開発
協同組合ラテスト

所在地 〒649-6261
和歌山市小倉411-33
木工団地内

電話番号 073-465-3510

FAX番号 073-465-3511

組合員数 5人

出資金 45万円

設立 平成3年5月

地区 和歌山県

主な業種 有機顔料製造業、
ボタン製造業等

組織形態 異業種連携組合

組合専従者 5人

専従理事 1人

URL [http://](http://www.cypress.ne.jp/k-latest/)

www.cypress.ne.jp/k-latest/

3つの木材・樹木関連技術研究組合に参加。基礎技術を学び、応用でも研究組合所属の大学教官等の指導を受け、木材分野の製品開発に取り組み、既に多数のユニーク製品作りに成功した

背景と目的

新しい時代、情勢に対応し、さらに時代を先取りできる製品開発が求められていた。製品開発には、組合員のみでは技術が不足しており、ノウハウを得るため外部との交流・連携を志向していた。そのような中、県工業技術センターから科学技術振興機構内の技術研究組合の存在を教えられ、機能性木質新素材技術研究組合、樹木生理機能性物質技術研究組合、住環境向上樹木成分利用技術研究組合に加入した。

連携と新事業展開の内容

技術研究組合で基礎技術を学び、これをラテストが開発したいと思っている分野に応用して製品を開発し市場化している。基礎技術の習得と、応用技術開発の両面で北見工大教授等、技術研究組合委員らのエキスパートから指導を受けている。一方技術研究組合側は、応用面におけるラテストのもつ技術・ノウハウ、開発製品の内容と市場の評価情報などを得ている。いままで取り組んできた連携テーマは 樹木生理機能に関するもの 機能性木質新素材に関するもの 住環境等の改善に関するものである。なお本事業についてのラテストの個々の組合員との関連は、研究内容によってはその分野を得意とする組合員の協力を得ている。ラテストはこれ以外にも県工業技術センター等の公的機関と連携して技術研究に取り組んでいる。

成果

いままでに開発された製品は70品群と多数に上っている。ジャンル別にみた製品例を見ると、樹木生理機能の活用として、間伐材等から抽出した成分によるアロマテラピー、消臭、抗菌、防ダニ、オイル汚れ洗浄に役立つ製品等。機能性木質新素材として、ウッドセラミックを開発、現在電磁波の遮蔽材開発に取り組んでいる。住環境等の改善として調湿性をもつ資材の開発などである。なお、平成15年度の売上高は6,907万円となっている。

成功要因として、特に ラテストの意欲、姿勢、技術力を県・国が高く評価し、技術研究組合関係大学教官やエキスパートから懇切な指導が受け

られたこと、ラテストの事業を理事長、事務局長が中心となって進めてきたことがあげられる。特に理事長は組合員企業の専務も務めており、多忙のなかでの活動である。



▲ 組合での研究開発



▲ 炭化製品

所在地 〒110-0015
台東区東上野1丁目10-1
電話番号 03-3832-4066
FAX番号 03-3832-4067
組合員数 152人
出資金 6,897万円
設立 昭和37年6月

地区 東京都他17府県
主な業種 貴金属・宝石製品製造・加工業
組織形態 同業種同志型組合
組合専従者 2人
専従理事 -
URL <http://www.bunkakumiai.com>

三宅島の火山灰を8%混ぜるとガラスはマリンブルーの輝きを見せる。これを活用して組合がガラスジュエリーを開発。地域振興の特産品に育てるため組合青年部が大活躍

背景と目的

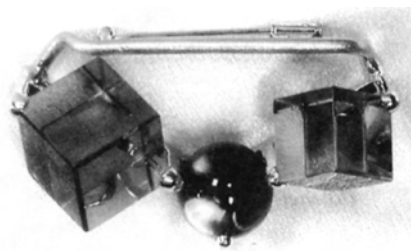
三宅島の火山灰を混入した三宅ガラスを東京都立産業技術研究所が開発した。これを知った組合副理事長と青年部代表は、三宅ガラスジュエリーの製作を計画し、理事長以下執行部もこの計画に全面的に協力することを決議した。また、東京都中央会は活路開拓ビジョン実現化事業の補助金をこの開発事業に対して交付することとした。

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

まず、三宅ガラスの特許を持っている東京都にその使用許諾を依頼するところから始めた。東京都立産業技術研究所はこの申し出を快諾し、次いで組合はガラス素材を葛飾区の三晃硝子工業(株)に、宝石カットを台湾の業者に依頼した。これと平行し、三宅ガラスを用いたジュエリー部門とフリー部門の「デザイン画コンテスト」を開催し、新人を含め広く一般に募集した。その後、実際に三宅ガラスを活用した「ジュエリーデザインコンテスト」を開催し、組合員や一般からも力作が多数応募され、業界紙にも発表された。また発表展示会場では即売も行われ、その売上金の一部を三宅村に寄付している。現状での三宅島の復興に対する支援は義援金だけであるが、マスコミに取り上げられ組合の知名度アップと同時にガラスをジュエリーに昇華し、新市場を開拓した効果は大きい。

成果

成果は2つの面にわたる。一つは組合員への成果である。これまで、宝石類の加工しか経験のなかった組合員が三宅ガラス素材に関心を持ち、製品化への議論を戦わせたことで組合員企業にとって新しい活路を見いだしたことである。特に中心となって活動した青年部の会員にとっては即効的な成果ではないが大きな成果があった。二つ目は三宅島の地域振興である。三宅島の火山灰が役に立ち、それを活用する道が開けたことで、島民に勇気と希望を与えている。現状では精神面の貢献にすぎないが、近い将来には三宅島の土産品及び東京都の地場特産品として定着させ、三宅島復興と東京都の振興の象徴になることが期待される。



▲ 創作性部門グランプリ作品



▲ 説明を聴く石原都知事

所在地 〒321-0632

那須郡烏山町大字神長344-1

電話番号 0287-80-0076

FAX番号 0287-80-0079

組合員数 18人

出資金 416万円

設立 平成15年4月

地区 -

実施事業 観光農園設備の受託管理、
農産物の加工・販売

組織形態 集中型企業組合

従事組合員 13人

組合従業員 2人

URL <http://www.on-agri.com>

地元農業者と連携し、遊休農地を活用した観光農園で、珍しい南洋果実の生産を支援。オーナー制栽培により、都心と農村をネットで結ぶ新たなアグリビジネスの展開を目指す

背景と目的

遊休農地を活用した観光農園を設置することで地域産業の振興を図ろうと、地元の有志が集い企業組合を設立した。ブラジル原産のジャボチカバという南洋果実を核に、付加価値の高い珍種の果物のハウス栽培を地元農業者と共同で取り組んでいる。初年度において経済産業省の補助事業による「IT化開発実証事業」を実施し、大学、財団、ソフトウェア開発会社との連携でインターネットを活用した双方向型のオーナー制栽培システムを開発した。

組合の特徴と事業概要

地元農家からの受託により観光農園設備の管理運営を行い、現在、2棟のビニールハウスでジャボチカバ、ミラクルフルーツ、パッションフルーツ、マンゴー等の栽培を支援している。オーナー制は、木1本ごとにオーナー権を設定し地元農業者がオーナーに代わって育成する。オーナーはインターネットを通じて木の成長を見守ることができ、収穫された果実を直送で受け取ることができる。余剰作物は組合が一括して販売を受託する仕組みとなっている。また生産された果実を組合が買い取り、ジャム等の加工品として販売している。果樹の管理は農業経験の豊富な専従理事2名が交替であたっている。ハウスには自動管理システムが導入されており、ウェブカメラで24時間監視し、遠隔地からの温度管理や水やりも可能である。

成果

設立後1年足らずであり、大きな成果はこれからであるが、オーナー制栽培の会員も徐々に増えてきており、加工品のジャムも好評で販売数量は伸びてきている。現在、3年後をめどに収益が確保できるよう組合員一丸となって努力している。今後、オーナー会員を増やし、事業資金に見通しが立った段階で、農業者とタイアップし観光農園としての周辺整備を本格化し、販路も拡大していきたい考えだ。

特に、ジャボチカバの農園栽培は全国的にも初めてで、果実自体の魅力、商品価値が一般に認知されれば、爆発的な需要増の可能性もある。また、ITを活用したオーナー制栽培は、都市部と地方、消費者と生産者との垣根を越えた新しい農業ビジネスの展開例として、各方面からの注目度も高まっている。



▲ ジャボチカバの実



▲ 植栽の状況

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

労使連携による求人確保
求人・就職情報の積極的提供
求職者ガイダンス・セミナー等の実施
新卒(予定者)に対する就職支援活動
ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員聴

3月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	↑	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↓	↓	→	↓
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
非 製 造 業	そ の 他	→	↓	↓	↓
	卸 売 業	↑	↑	↑	↑
	小 売 業	→	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
運 輸 業	運 輸 業	→	↓	→	↓
	運 輸 業	→	↓	→	↓
D I 値		- 25.0	- 47.5	- 27.5	- 50.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

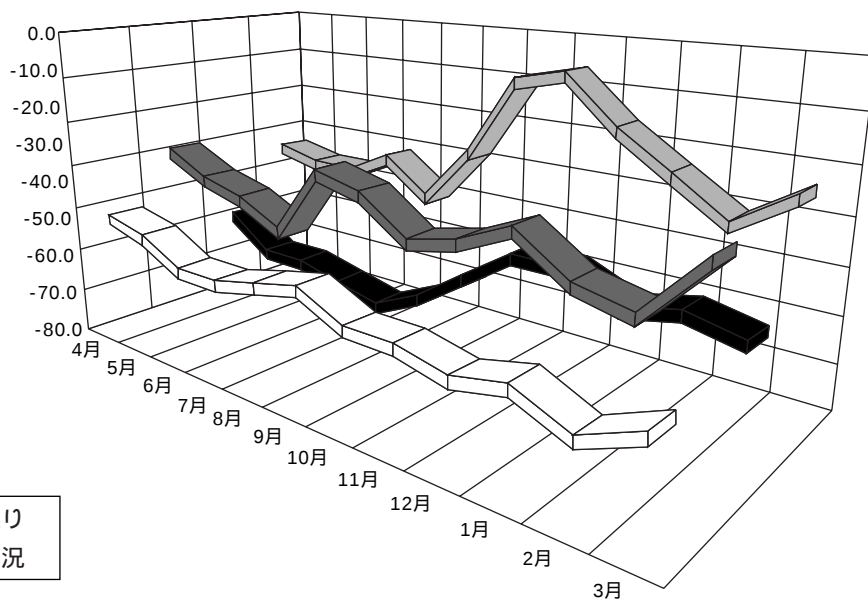
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス50.0ポイントであり、同2月調査と比べて5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は12.5ポイント改善した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は12名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は4名であった。

年間DI値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	桜の開花時期も昨年より約7日位遅れたようですが、景気回復動向も同様先行きが見えず、相変わらず業界にとって厳しい状況です。4月8日、14日に個人情報保護法対策セミナー開催。(梅干)
繊維・同製品	梅春物の受注量は極めて悪く、業況は極めて厳しい。(ニット) 産地内企業は今シーズンの企画等を顧客と打ち合わせている時です。最近の傾向としては、企画依頼件数はそこそこ有るが、ロットが小さくなっているようです。(織物) 安価な輸入製品により売上減少。(手袋)
木材・木製品	受注に関してはマンション等のドア類に集中し、和風建具に関しては相変わらず厳しい。17年度上半期の受注見込が各社共非常に厳しい。(建具) 年度末で仕事量は有るものの、相変わらず単価が安いです。又、業種によって受注のバラツキがあります(特に襖関係は受注も少ない状況です)。(建具)
化学ゴム	主原料体の高騰は止まらず、物によっては品不足気味。製品への価格転嫁は出来ていない。(化成品)
鉄鋼・金属	4月1日から銑鉄仕入価格大幅アップ。転嫁が課題となっている。(鋳物)
和雑貨製造業	業況はますますで推移していますが、現在の原油高騰の影響で値上がりがあれば商品に転嫁させてもらわないとやっていけません。(家庭用品)

● 非製造業 ●

卸 売 業	3月度は電材業界全ての組合員共、業績は良かったと思われます。大規模な建築物件はありませんが、小売業店舗の新設増改築、老人施設関連の新設物件、一般家庭のオール電化機器などの需要が増加しております。一年を決算致しますと、厳しい月もありましたが、猛暑による夏場のエアコンの特需、各組合員共、待ちの姿勢をやめ、積極的な提案営業に意識を変えた努力もあり、結果としては前年より販売額は増加したと思われます。但し利益額のほうは各社バラツキがみられます。(電設資材)
小 売 業	和歌山市は「町づくりはまず城より始めよ」ということで、まちなか観光交流事業として、観光対応商店街を目指し、まちなか魅力アップ事業の一環として、中心商店街の地域資源・情報地図蓄積活用システムの構築を支援するため、市民・学生・行政による連携組織を設置すること。モンティグレが開店し、本町・ぶらくり丁とのタイアップを図り、集客の増えることを期待しているのであろうが、モンティグレのテナントに2100㎡の売場面積の書店が出店した。既存の書店への影響が心配だ。ちなみに14年連続本町・ぶらくり丁周辺の地価は下がっている。(和歌山市) 春の商戦に入り、良くもなく、又、悪くもなく前年程度であった様子ですが、春の商戦は4月が問題です。(田辺市)
サービス業	高齢化社会が急ピッチで到来し、当業界での高齢者受け入れ対策の一つにバリアフリー化が大きく叫ばれています。最大の関心事は旅館・ホテルのバリアフリー化への設備等を含めた経営改善ですが、いかにしてその経営改善に取り組むかが大きな課題となっている。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(86.1%)、総売上料金(87.8%)、1人当たり消費単価(102.0%)、総宿泊料金(89.3%)、1人当たり宿泊単価(103.7%)。1～3月の宿泊人員で見ると、16年は247,884人、17年は217,754人で30,130人の減(-12.2%)である。1～3月の宿泊人員が前年同期の87.8%にとどまった。特に決定的な要因はつかみにくい(15年度はSARSによる国内旅行への振替、昨年はJTBによる当地域へのキャンペーンや世界遺産等、和歌山に対する注目度は高かったともいえるが)。4月以降愛知博の影響等も懸念される。(白浜旅館) 3月は好調に軽自動車登録が増加した。(田辺自動車)
運 輸 業	前年と大きな差はありません。但し燃料値上げが大幅となる様である。(和歌山市) 3月10日現在で日本の指標となるパイ原油が最高値を更新し続け、45ドルを超えました。原油高騰により経済を減速させ、需給が緩和し、価格が下がるという見方と、この高騰を乗り越える事が可能で、引き続き逼迫した状態で推移するとの見方で二分されています。(有田トラック)

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメ-ルにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ-7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメ-ルアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心！
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始



 和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

- マキシムR（逡増定期保険）
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済（拠出型企業年金保険）
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806

FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輦に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
2t超	27,000円

問合先・和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる お得な保険制度です。

保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

労災認定を待たずに保険金をお支払い！

従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！

(売上高方式の場合)

通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

入院・通院保険金は1日目からお支払い！

特約により地震などの天災を補償！

建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

お工作中的ケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

入院医療保険金特約にかぎります。

医師の診査は不要。各人の告知も不要！

被保険者数が5名以上の場合に限りです。

記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

みんなの
建保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
健保の3割自己負担分をお支払いします！

差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

入退院時の交通費をお支払いします！

ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE <http://www.fujikasai.co.jp>
東京本社 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

保険のご質問・ご相談は…
0120-228-386
＜携帯電話・PHSからは06-4397-1640（有料）＞
※ 平日/午前9:00～午後6:00 ※ 土・日・祝/午前9:00～午後6:00
富士火災
サポートセンター 保険もしもしコール

電話番号は
おかけ間違いの
ないように、

事故の受付・ご相談は…
0120-220-557
＜携帯電話・PHSからもご利用になれます＞
24時間365日 事故受付相談サービス



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp